

令和6年8月

保険薬局 開設者様

九州厚生局

## 施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準の届出を行った保険薬局は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付保医発0305第6号）に基づき、毎年8月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされているところです。

つきましては、8月1日現在で貴保険薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、下記の手順により貴保険薬局で自己点検を行い、要件を満たしていないものがある場合は別添1をご提出ください。

また、通知により施設基準ごとに定められている報告等については、別添1の「総括表」及び「別紙様式3」にそれぞれ必要事項をご記入いただき、提出する書類について、別添1「総括表」のフローチャートにてご確認の上、ご提出くださいますようお願ひいたします。

記

### 1 施設基準の確認手順等について

#### （1）施設基準の要件の確認

① 8月1日現在で貴保険薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか自己点検してください。

なお、点検にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」（※1）も要件確認の参考としてください。

② 貴保険薬局が届け出ている施設基準が不明の場合は、九州厚生局のホームページ（※2）をご参照ください。

#### （2）施設基準の要件を確認した結果

① 自己点検の結果、すべて要件を満たしている場合は、別添1の「ア」にをして、ご提出ください。

② 要件を満たしていないものがある場合は、別添1の「イ」にをして、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名をご記入の上、施設基準の「辞退届」（※3）と併せてご提出ください。

### (3) 提出期限

令和6年9月2日（月）までにご提出ください。（郵送必着）

**九州厚生局公式ホームページ** (<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)

- ※1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」  
知りたい分野から探す > 保険医療機関、保険医等 > 施設基準の届出状況等の報告  
(定例報告) > 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（施設基準関係抜粋）」等
- ※2 届け出ている施設基準の確認  
知りたい分野から探す > 保険医療機関、保険医等 > 保険医療機関等の情報を知りたい方へ > 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業所・はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所の管内指定状況及び届出受理状況について > 「届出受理医療機関名簿（全体版）」
- ※3 辞退届のダウンロード  
知りたい分野から探す > 保険医療機関、保険医等 > 保険医療機関・保険薬局の方へ > 届出様式等 > 令和6年度診療報酬改定に係る施設基準の届出等 > 「施設基準に係る辞退届」

## 2 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で自己点検してください。  
なお、要件を満たしていない場合は診療報酬を算定できませんのでご留意ください。

【お問い合わせ・提出先】

九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）

## 1 施設基準の届出状況等の確認にあたって

### (1) 施設基準の届出内容に変更がある場合は、届出が必要です。

施設基準の届出受理後に、届出内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、遅滞なく届出を行う必要があります。

施設基準については各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療（調剤）報酬を算定することとなります。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定することとなります。

### (2) 施設基準に該当しなくなった場合は、届出が必要です。

施設基準に該当しなくなった場合は、速やかに「辞退届」の提出をお願いします。

### (3) 保険薬剤師の異動がある場合は、届出が必要です。

保険薬局に勤務する保険薬剤師について、①雇用、②退職、③常勤・非常勤の変更があった場合は、「届出事項変更（異動）届」の「保険医又は保険薬剤師」欄に必要事項を記載のうえ、速やかに提出をお願いします。

## 2 報告書作成及び提出にあたって

### (1) 様式は必ず令和6年度版を使用してください。

なお、各様式への押印は不要です。

また、ホームページには「令和6年度定例報告に係るFAQ（よくある質問）」も掲載しておりますので、書類作成時の参考等にご活用ください。

[業務内容](#) > [保険医療機関・保険薬局の方へ](#) > [令和6年度施設基準の届出状況等の報告（定例報告）](#)

### (2) 提出方法について

郵送または電子申請による提出について特段のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

### (3) ご不明な点につきましては、九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）までお問い合わせください。

別添1
R6 薬局

## 施設基準の届出の確認について(報告)

令和 年 月 日

九州厚生局長 殿

保険薬局コード:

保険薬局 所在地

名 称

開設者

書類作成担当者 所 属

氏 名 (TEL: — — — — )

※押印は不要です。

8月1日現在、当薬局が届出を行っている全ての施設基準について要件を満たしているか確認しましたので、次のとおり報告しま

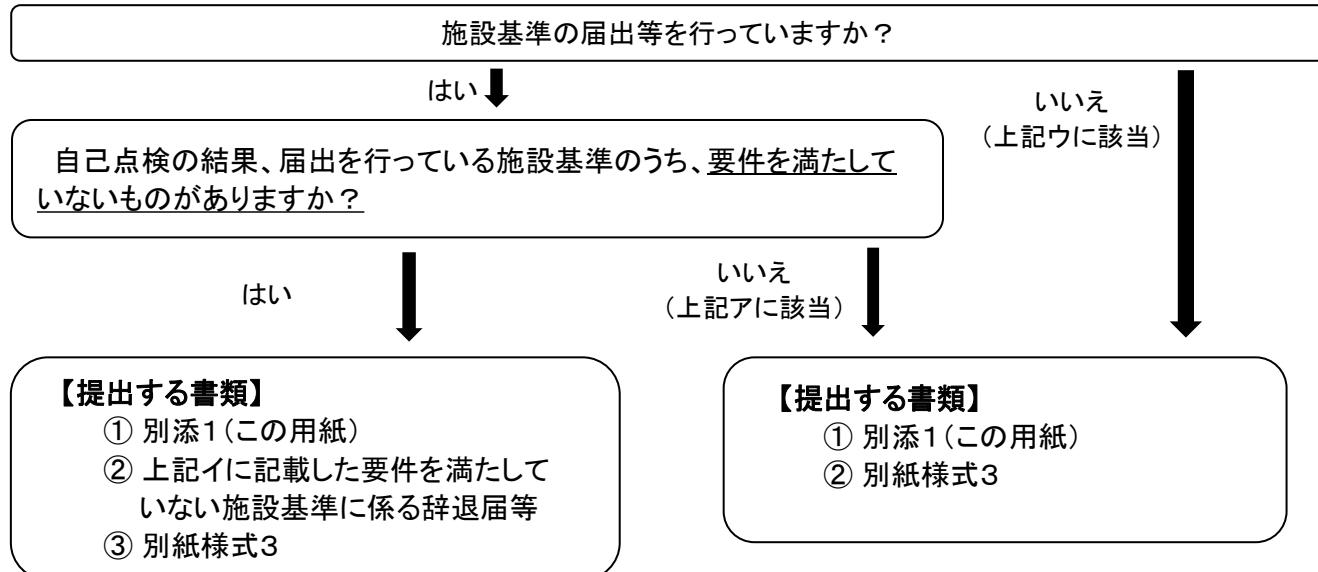
<ア～ウのいずれかに必ずチェックを入れてください>

- ア: 届け出ている施設基準の全てについて、要件を満たしています。  
イ: 次の施設基準については要件を満たしていません。なお、それ以外の施設基準については要件を満たしています。  
 要件を満たしていない施設基準:  
 ※記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。  
ウ: いずれの施設基準の届出も行っていません。

### 【総括表】

- (1) 「別紙様式3」は、施設基準等の届出状況の実態把握のために必要となる報告です。必要事項をご記入の上、提出してください。  
 (2) 別添1(この用紙)と「別紙様式3」とは、状況に応じ併せて提出していただく場合があります。なお、提出する書類の組み合わせについては、下記のフローチャートにてご確認ください。

<提出する書類の確認>(フローチャート)



様式番号	名 称	提出書類のチェック
別紙様式3	保険薬局における施設基準届出状況報告書	<input type="checkbox"/>

## 保険薬局における施設基準届出状況報告書

都道府県名

薬局コード	(※レセプトに記載する7桁の数字を記入すること。)						
保険薬局名	<input type="checkbox"/> 個人立 <input type="checkbox"/> 法人立						
指定年月日	□ 昭和 年	□ 平成 月	□ 令和 日	※全ての保険薬局が和暦で記入。 ※記載の薬局コードを初めて取得した年月日を記入(指定更新後の指定年月日でない)。			
選択指定※が認められた保険薬局への該当	<input type="checkbox"/> 該当(選択指定が認められた) <input type="checkbox"/> 非該当						
保険薬剤師数	・実人員 (常勤+非常勤)	人	・常勤換算 ※常勤人数と非常勤の常勤換算した人数の合計(小数点以下第2位四捨五入)	人			
事務職員数	・実人員 (常勤+非常勤)	人	・常勤換算 ※常勤人数と非常勤の常勤換算した人数の合計(小数点以下第2位四捨五入)	人			

1. 調剤基本料							
<input type="checkbox"/> 調剤基本料1	<input type="checkbox"/> 調剤基本料2	<input type="checkbox"/> 調剤基本料3-イ	<input type="checkbox"/> 調剤基本料3-ロ	<input type="checkbox"/> 調剤基本料3-ハ	<input type="checkbox"/> 特別調剤基本料A	<input type="checkbox"/> 特別調剤基本料B	
① 処方箋受付回数 前年5月から本年4月末までの処方箋受付回数の合計を記入すること。 (※前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月から、当年4月末までに受け付けた処方箋回数の合計を記入すること。)				ア 1年間の処方箋受付回数の合計 (※前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月から、当年4月末までに受け付けた処方箋回数の合計を記入すること) イ 前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月を記入すること。 (※前年4月末までに指定された場合及び選択指定が認められた場合は記入不要)			
② 1月あたりの処方箋受付回数				上記受付回数算出期間 令和____年____月1日 ~ 令和6年4月30日(____か月間)			
				(整数で記入)			
③ 保険医療機関に係る処方箋集中率 (小数点以下第2位を切り上げて計算し、小数点第1位まで記入すること)				% %			
				%			
④ 所属するグループの有無 (※④を「あり」と記入した場合に記入)				<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
ア 所属するグループ名(※調剤基本料の区分によらず、所属するグループがある全ての保険薬局が回答) イ 同一グループ内の保険薬局の数(当該保険薬局を含む) ウ グループ内の1月あたりの処方箋受付回数の合計 エ 同一グループ内の主たる保険医療機関と同じくする他の保険薬局の有無及び自局と該当する他の保険薬局の処方箋受付回数の合計(1月あたり)				(本年4月末時点) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
				%			
				%			
				%			
⑤ 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等の有無 (※調剤基本料の位置づけによらず、全ての保険薬局が実態どおりに回答)				<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
・賃貸借取引等がある保険医療機関の種別 ・賃貸借取引等がある保険医療機関の名称 ・賃貸借取引等がある保険医療機関に係る処方箋集中率 ・特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等に新たに該当することになった時期について該当するものにチェック (※ア~オの当てはまるもの全てにチェック。なお、平成28年9月30日以前に該当した場合はア~オのチェック不要。)				<input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> %			
				%			
				%			
				%			
(※⑤を「あり」と記入した場合に記入)				平成28年10月1日から平成30年3月31日の間 (該当する場合、ア~オの当てはまるもの全てにチェック) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
				平成30年4月1日以降 (該当する場合、ア~オの当てはまるもの全てにチェック) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
				%			
ア 保険医療機関と直接不動産の賃貸借取引(保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者又は法人の役員が名義人となっている場合を含む)がある イ 保険医療機関と第三者を通じて不動産の賃貸借取引(賃料が発生しない場合を含む)がある(第三者による転借が複数回行われている場合を含む) ウ 保険医療機関が譲り渡した不動産(保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む)を利用して開局している エ 保険薬局が所有する施設・設備を保険医療機関に貸与している オ 保険医療機関による開局時期の指定を受けて開局している(病院又はその開設者からの依頼により第三者が公募する場合を含む)(公募の際に、開局時期が明示されていない場合を含む)				<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> %			
				%			
				%			
				%			
⑥ 調剤基本料の注4の減算への該当性(※全ての保険薬局が回答)							
(※ア及びイは前年の報告実績に基づき記入、前年4月2日以降の開局のため、前年の報告実績がない薬局は、ア=「非該当」、イ=「報告していない」を選択。) (※ウは前年5月1日から本年4月末までの実績に基づき記入。ただし、処方箋の受付回数が1月平均600回以下の場合は、「非該当」を選択。「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料」に関する設問ではないので留意すること。)							
ア 妥結率が5割以下の保険薬局への該当 イ 妥結率等の報告の有無 ウ 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局への該当				<input type="checkbox"/> 該当(妥結率が5割以下) <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 該当(実施していない) <input type="checkbox"/> 非該当			

<b>2. 調剤基本料の注1ただし書きに規定する施設基準の保険薬局 (医療資源の少ない地域に所在する保険薬局)への該当</b>		<input type="checkbox"/> 届出している	<input type="checkbox"/> 届出していない				
基本診療料の施設基準等の別表第六の二の所在する保険薬局への該当(※「届出していない」場合も記入が必要)		<input type="checkbox"/> 該当 (対象地地域名: ) <input type="checkbox"/> 非該当					
<b>3. 地域支援体制加算(※全ての保険薬局が回答)</b>							
<input type="checkbox"/> 加算1	<input type="checkbox"/> 加算2	<input type="checkbox"/> 加算3	<input type="checkbox"/> 加算4	<input type="checkbox"/> 届出していない			
(1) 備蓄医療用医薬品数 (※「届出していない」場合も記入が必要)		品目					
(2) 要指導医薬品及び一般用医薬品の合計品目数 (※「届出していない」場合も記入が必要)		品目					
<b>4. 連携強化加算</b>				<input type="checkbox"/> 届出している	<input type="checkbox"/> 届出していない		
<b>5. 後発医薬品調剤体制加算</b> (※「届出していない」場合も下記の記入が必要)				<input type="checkbox"/> 加算1	<input type="checkbox"/> 加算2	<input type="checkbox"/> 加算3	<input type="checkbox"/> 届出していない
(1) 本年5月2日以降に新規指定を受けた場合等、直近3か月間の実績がない保険薬局への該当				<input type="checkbox"/> 該当 →②③④⑤の記入は不要		<input type="checkbox"/> 非該当	
(2) 新指標の割合(小数点以下切り捨て)	(本年5月から7月の平均)%	(3) カットオフ値の割合(小数点以下切り捨て)	(本年5月から7月の平均)%				
(4) ②に「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」を適用した保険薬局への該当				<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当		
(5) 調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局への該当(後発医薬品減算) (※処方箋受付回数が1月600回以下の場合は、「非該当」を選択)				<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当		
(後発医薬品新指標の割合が、50%以下)							
<b>6. 在宅薬学総合体制加算</b> (※「届出していない」場合も②から④の記入が必要)				<input type="checkbox"/> 加算1 →①の記入は不要	<input type="checkbox"/> 加算2	<input type="checkbox"/> 届出していない →①の記入は不要	
(1)(在宅薬学総合体制加算2の届出薬局のみ) 適合する施設要件(両方に適合する場合は、両方に☑)				<input type="checkbox"/> ア. がん末期などターミナルケアに対する体制		<input type="checkbox"/> イ. 小児在宅患者に対する体制	
(2) 医療用麻薬の備蓄品目数 (届出の有無にかかわらず全ての保険薬局が回答)				品目			
(3) 「在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン薬剤管理指導料を除く)」(医療保険)の回数と患者数 (届出の有無にかかわらず全ての保険薬局が回答)				ア. 算定回数	(前年5月から本年4月までの合計回数) 回		
				イ. 實施患者数	(前年5月から本年4月までの合計人数) 人		
(4) 「居宅療養管理指導費」及び「介護予防居宅療養管理指導費」(介護保険)(情報通信機器を用いた場合は除く)の回数と利用者数 (届出の有無にかかわらず全ての保険薬局が回答)				ア. 算定回数	(前年5月から本年4月までの合計回数) 回		
				イ. 利用者数	(前年5月から本年4月までの合計人数) 人		
<b>7. 医療DX推進体制整備加算</b> (※「届出していない」場合も下記の記入が必要)				<input type="checkbox"/> 届出している	<input type="checkbox"/> 届出していない		
(1) 電子処方箋により調剤する体制の整備 (届出の有無にかかわらず全ての保険薬局が回答)				<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし		
<b>8. 無菌製剤処理加算</b>				<input type="checkbox"/> 届出している	<input type="checkbox"/> 届出していない →①②の記入は不要		
(1) 無菌製剤処理を実施する場所				<input type="checkbox"/> 自局	<input type="checkbox"/> 他局(共同利用) →②の記入は不要		
(2) 自局にて無菌製剤処理を行うための設備				<input type="checkbox"/> 無菌室	<input type="checkbox"/> クリーンベンチ	<input type="checkbox"/> 安全キャビネット	
<b>9. 服薬管理指導料</b>							
(1) 特定薬剤管理指導加算2		<input type="checkbox"/> 届出している				<input type="checkbox"/> 届出していない	
(2) 本年5月2日以降に新規指定を受けた場合等、直近3か月間の実績がない保険薬局への該当		<input type="checkbox"/> 該当 →③④の記入は不要				<input type="checkbox"/> 非該当	
(3) 注13で規定する厚生労働大臣が定める保険薬局(手帳の活用実績が少ない保険薬局)への該当		<input type="checkbox"/> 該当 (手帳の活用実績が50%以下)				<input type="checkbox"/> 非該当	
(4) 手帳を提示した患者の算定割合 (※③が「非該当」の場合のみ記入)	前年5月から本年4月までの平均 (小数点以下四捨五入)%	直近3ヶ月の平均(左記が50%以下の場合はのみ記入(小数点以下四捨五入))%					
<b>10.かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料</b>				<input type="checkbox"/> 届出している	<input type="checkbox"/> 届出していない →①②の記入は不要		
(※かかりつけ薬剤師指導料等を「届出している」と回答した場合に記入)		① 令和6年5月から7月における勤務状況に基づき、当該薬局に勤務している全保健薬剤師の数 (非常勤の保健薬剤師は常勤換算)				人	
		② かかりつけ薬剤師指導料等に関する業務を行う保健薬剤師の数				人	

#### 〔記入上の注意〕

- 1 この報告書は、施設基準の届出を行った保険薬局ごとに提出すること。なお、休止の届出がされている場合は、当該報告書の提出は不要。指定がない項目については、令和6年8月1日時点の情報を記入すること。
- 2 印刷は、片面印刷を選択とすること。
- 3 訂正を行う場合は、二重線で削除し、訂正印は押さずに訂正すること。
- 4 チェックボックスが設けられている欄は、該当する区分に□を記入すること。
- 5 保険薬剤師数・事務職員数には、8月1日現在に当該薬局に在籍する者を計上すること。
  - ・8月1日の欠勤者は在籍している人員について計上すること。なお、8月1日の採用者は計上するが、退職者は計上しない。
- 6 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入すること。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを計上すること。
  - ・常勤の職員の常勤換算数は「1.0人」とする。
  - ・常勤でない職員の常勤換算数は、以下の計算式により計算する。ただし、1人の従事者について、算出した数値が1.0を超える場合は、「1.0人」、0.1に満たない場合は「0.1人」として計算すること。
  - ・常勤換算数＝当該常勤でない職員の所定労働時間 ÷ 当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間
- 7 「1.調剤基本料」欄の各項目は施設基準に定められた期間及び計算方法で算出される値を記入すること(別紙様式3参考を参照)。  
なお、定められた方法で計算できない項目については「0」と記入すること。
- 8 「1.調剤基本料」欄の④「同一グループ」の基準については、別紙様式3参考「第88の2 調剤基本料2」を参照のこと。
- 9 「1.調剤基本料」欄の⑥ウ「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局への該当」については、別紙様式3参考「第91 調剤基本料の注4に規定する保険薬局」を参照のこと。
- 10 「後発医薬品調剤体制加算」欄の「②新指標の割合」及び「③カットオフ値の割合」の算出方法の考え方は、施設基準の届出に係るものと同様であること。  
ただし、本年5月2日以降に新規指定の保険薬局等で直近3か月間の実績がない薬局については「① 本年5月2日以降に新規指定を受けた場合等、直近3か月間の実績がない保険薬局への該当」の該当に□を記入すること。  
その際、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時の取扱いについて」(令和6年3月18日事務連絡)の取扱いを行って算出した割合を記入しても差し支えない。  
この場合、④の「②に「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時の取扱いについて」を適用した保険薬局への該当」欄の該当に□を記入すること。
- 11 (参考)
  - ・新指標の割合(直近3か月間の合計)  
後発医薬品の規格単位数量／後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量
  - ・カットオフ値の割合(直近3か月間の合計)  
後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量／全医薬品の規格単位数量
- 12 (参考)調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局
  - 1 以下のいずれかに該当する保険薬局は調剤基本料を5点減算する。ただし、処方箋受付回数が1月に600回以下の保険薬局は除くものとする。  
(1)当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下であること。ただし、当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く。  
(2)当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合について、毎年8月1日現在で届出書の記載事項について行う報告等を通じ、直近1年間に地方厚生(支)局長への報告をしていないこと。
- 13 「6.在宅薬学総合体制加算」欄の①について、「ア. がん末期などターミナルケアに対する体制」とは施設基準通知(2)アに適合する場合であり、「イ. 小児在宅患者に対する体制」とは施設基準通知(2)イに適合する場合に、それぞれ□を記載すること。  
また、③及び④については、「在宅薬学総合体制加算の届出の有無に関わらず、「在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン薬剤管理指導料を除く)」「医療保険」「居宅療養管理指導費」及び「介護予防居宅療養管理指導費(介護保険)(いずれも情報通信機器を用いた場合は除く)」の算定回数及び実施患者数を、それぞれ記入すること。  
「8.無菌製剤処理加算」の欄の②は、該当するもの全てに□を記入すること。例えば、無菌室の中にクリーンベンチ設置している薬局の場合、無菌室とクリーンベンチの両方にチェックすること。
- 14 「9.服薬管理指導料」の欄の④「手帳を提示した患者の算定期」は前年5月1日から本年4月末までの服薬管理指導料の実績をもって該当性を判断すること。なお、実績がなく計算できない場合は「② 本年5月2日以降に新規指定を受けた場合等、直近3か月間の実績がない保険薬局への該当」の該当に□を記入すること。
- 15 「10.かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料」欄の①「令和6年5月から7月における勤務状況に基づき、当該薬局に勤務している全保険薬剤師の数(非常勤の保険薬剤師は常勤換算)」については、以下の(イ)及び(ロ)により小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで算出すること。(令和6年5月から7月において保険薬剤師の出入があった場合においても、勤務時間から常勤換算すること。)
  - (イ)貴薬局における実労働時間が週32時間以上である保険薬剤師は1名とする。
  - (ロ)貴薬局における実労働時間が週32時間未満の保険薬剤師については、実労働時間を32時間で除した数とする。
- 16 例年、以下の記入欄への記入漏れが多く見受けられるので、それ以外の項目も含め記入内容について提出前に改めて確認すること。
  - ・「薬局コード」欄
  - ・「保険薬局名」欄
  - ・「調剤基本料の注1」欄に規定する施設基準の保険薬局(医療資源の少ない地域に所在する保険薬局)への該当」欄
  - ・「遡及指定が認められた保険薬局への該当」欄
  - ・「⑤特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等の有無」欄
  - ・「⑥調剤基本料の注4の減算への該当性」欄
  - ・「③①備蓄医薬品数」欄
  - ・「10.令和6年5月から7月における勤務状況に基づき、当該薬局に勤務している全保険薬剤師の数」欄

(別紙様式3参考)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第6号) (抜粋)

第2 届出に関する手続き

4 (12) 調剤基本料の施設基準

ア 処方箋受付回数

(イ) 前年5月1日から当年4月末日までの1年間の処方箋受付回数の実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年6月1日から翌年5月末日まで所定点数を算定する。

(ロ) (イ)にかかわらず、前年5月1日以降に新規に保険薬局に指定された薬局については、次のとおりとし、処方箋受付回数の実績が判断されるまでは、調剤基本料1に該当しているものとして取り扱う(ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添1の第88の4の2(2)に該当する場合は、特別調剤基本料Aとする。特別調剤基本料Aの施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある等の施設基準に該当する場合は調剤基本料3のイ又はロとする。上記の場合を除き、同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に40万回を超える又は同一グループの保険薬局の数が300以上のグループに属する場合は調剤基本料3のハとする。)。

a 前年5月1日から当年1月31日までの間に新規に指定された保険薬局について指定の日の属する月の翌月1日から当年4月末日までの処方箋受付回数で判定し、当年6月1日から翌年5月31日まで適用する。

b 当年2月1日以降に新規に保険薬局に指定された薬局について指定の日の属する月の翌月1日から3か月間の処方箋受付回数で判定し、当該3か月の最終月の翌々月1日から翌年5月31日まで適用する。

(ハ) 開設者の変更(親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等)又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)(以下「医薬品医療機器等法」という。)上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、遡及指定後も当該許可の日より前の調剤基本料の状況を引き継ぎ、遡及指定を受けた翌年度の調剤基本料については、当該許可の日より前の処方箋受付回数の実績も含めて(イ)又は(ロ)に基づき判定を引き継ぐこととする。ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添1の第88の4の1に該当する場合は、特別調剤基本料Aとする。特別調剤基本料Aの施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある等の施設基準に該当する場合は調剤基本料3のイ又はロとする。

別添1 特掲診療科の施設基準等

第88の2 調剤基本料2

2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点

(1) 処方箋の受付回数

処方箋の受付回数の計算に当たり、受付回数に数えない処方箋は以下のとおりとする。

なお、療担規則第20条第3号ロ及び療担基準第20条第4号ロに規定するリフィル処方箋については、調剤実施ごとに受付回数の計算に含める(以下のアからウまでの本文に該当する場合を除く。)。

ア 薬剤調製料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋

イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時等共同指導料の基となる調剤に係る処方箋。ただし、在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン薬剤管理指導料を除く。)の処方箋については、单一建物診療患者が1人の場合は受付回数の計算に含める。

ウ 介護保険法に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表の「5」の居宅療養管理指導費のハの(2)又は指定介護予防サービ

スに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)別表の「4」の介護予防居宅療養管理指導費のハの(2)の基となる調剤に係る処方箋。ただし、単一建物居住者が1人の場合の処方箋については受付回数の計算に含める。

- (2) 処方箋の受付回数及び処方箋集中率等の算出に係る処方箋の受付回数が、調剤基本料の施設基準に該当するか否かの取扱いについては、処方箋受付回数の合計が、調剤基本料の施設基準で定められている回数に、受付回数を計算した月数を乗じて得た回数を超えるか否かで判定する。
- (3) 処方箋集中率は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数(同一保険医療機関から、歯科と歯科以外の処方箋を受け付けた場合は、それらを合計した回数とする。)を、当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数で除して得た値とする。ただし、処方箋集中率を算出する際に、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合の処方箋の受付回数は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数及び同一期間内に受け付けた全ての処方箋の受付回数に含めない。1のアの(イ)の「処方箋受付回数が多い上位3の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合」は、上位3の保険医療機関それぞれの処方箋集中率を合計して得た値とする。
- (4) (3)の計算に当たり、同一グループの保険薬局の勤務者(常勤及び非常勤を含めた全ての職員をいう。)及びその家族(同一グループの保険薬局の勤務者と同居又は生計を一にする者をいう。)の処方箋は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数及び当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数のいずれからも除いて計算する。
- (5) 「当該保険薬局の所在する建物内に複数保険医療機関が所在している場合」とは、保険薬局と複数の保険医療機関が一つの建築物に所在している場合のことをいう。外観上分離されておらず、また構造上も外壁、床、天井又は屋根といった建築物の主要な構造部分が一体として連結し、あるいは密接な関連をもって接続しているものは一つの建築物とみなす。
- (6) 同一グループは次の基準により判断する(第88の3、第88の4、第92、第92の2及び第95において同じ。)。

ア 同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局とする。

- ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
- ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
- ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
- ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

イ アの保険薬局の事業者の最終親会社等は、保険薬局の事業者を子会社等とする者のうち、親会社等がない法人又は個人(以下「法人等」という。)をいう(カにおいて同じ。)。

ウ イの親会社等は、次に掲げる者とする。

- ① 他の法人(株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等
- ② 他の法人(持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)その他これに準じる形態の法人に限る。)の資本金の過半数を出資している法人等
- ③ 他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる法人等

エ ア②及びイの子会社等は、次に掲げる者とする。この場合において、法人等の子会社等が次に掲げる者を有する場合における当該者は、当該法人等の子会社等とみなす(法人等及びその子会社等が共同で次に掲げる者を有する場合における当該者を含む。)。

- ① 法人等が議決権の過半数を所有している他の法人(株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。)
- ② 法人等が資本金の過半数を出資している他の法人(持分会社その他これに準じる形態の法人に限る。)
- ③ 法人等が、他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に規定する法人等と同等以上の支配力を有すると認められる場合における当該他の法人

オ ア③の関連会社等とは、法人等及びその子会社等が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な

影響を与えることができる場合（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第6項に規定する場合をいう。）における当該子会社等以外の他の法人をいう。

カ 保険薬局の事業者の最終親会社等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第1号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合には、当該最終親会社の連結子会社（同条第4号に規定する連結子会社をいう。）をア②に掲げる者とみなし、当該最終親会社等の関連会社（同条第7号に規定する関連会社をいう。）をア③に掲げる者とみなす。

(7) (6)ウ③及びエ③における「同等以上の支配力を有すると認められる」とは、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第4項第2号及び第3号に規定する要件に該当する場合等、他の法人の意思決定機関を支配している場合等が該当するものであること。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合は、この限りでないこと。

### 第88の3 調剤基本料3

#### 2 調剤基本料3の施設基準に関する留意点

- (1) 処方箋の受付回数及び処方箋集中率の取扱いについては、「第88の2 調剤基本料2」の2と同様である。
- (2) 同一グループ内の処方箋受付回数が1月に3万5千回、4万回又は40万回を超えるか否かの取扱いは、当年4月末日時点で「第88の2 調剤基本料2」の2の(6)に規定する同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が3万5千回、4万回又は40万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。
- ア 前年4月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年5月1日から当年4月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。
- イ 前年5月1日から当年3月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年4月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。
- ウ 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、処方箋受付回数について、イの記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績を含めて算出した値とする。
- (3) 同一グループ内の保険薬局数が300以上か否かの取扱いは、当年4月末時点で「第88の2 調剤基本料2」の2の(6)に規定する同一グループ内の保険薬局の数（当該保険薬局を含む。）が300以上であるか否かで判定する。
- (4) 「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」における「不動産」とは、土地又は建物を指すものとし、保険医療機関及び保険薬局の事業の用に供されるものに限るものである。
- (5) 「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」における「賃貸借取引関係」とは、保険医療機関と保険薬局が直接不動産の賃貸借取引を契約している場合を指す他、次のアからウまでの場合を含む。
- ア 保険医療機関が所有又は賃借（賃料が発生しない場合を含む。以下同じ。）する不動産を第三者（「第88の2 調剤基本料2」の2の(6)に規定する事業者の最終親会社等を含む。以下同じ。）が賃借し、当該賃借人と保険薬局との間で賃貸借取引を契約している場合（第三者による転借が複数回行われている場合を含む。）
- イ 保険薬局が所有又は賃借する不動産を第三者が賃借し、当該賃借人と保険医療機関との間で賃貸借取引を契約している場合（第三者による転借が複数回行われている場合を含む。）
- ウ 保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者が当該契約の名義人となっている場合及び保険医療機関及び保険薬局が法人である場合の当該法人の役員が当該契約の名義人となっている場合

- (6) (5) のア及びイについては、令和6年4月以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局が該当する。ただし、遡及指定が認められる場合であって、令和6年3月31日以前から、(5)のア及びイに該当する場合を除く。
- (7) 「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」とは、当該契約の名義が当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第88の2 調剤基本料2」の2の(6)に定める者であるか否かにかかわらず、次のものを指すものである。
- ア 保険薬局の個々の店舗について、その土地又は建物が特定の保険医療機関の所有である場合における当該店舗
- イ 保険医療機関が保険薬局の事業者（当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第88の2 調剤基本料2」の2の(6)に定める者を含む。）から土地又は建物を賃借している場合において、当該保険医療機関と近接な位置にある当該保険薬局の店舗

## 第91 調剤基本料の注4に規定する保険薬局

### 3 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務に関する留意点

- (1) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務」は、以下のものをいう。
- ・薬剤調製料の時間外加算、休日加算及び深夜加算並びに夜間・休日等加算
  - ・服薬管理指導料の麻薬管理指導加算
  - ・調剤管理料の重複投薬・相互作用等防止加算
  - ・在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
  - ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
  - ・外来服薬支援料1
  - ・服用薬剤調整支援料
  - ・在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料並びに居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定するに際して実施する業務
  - ・退院時共同指導料
  - ・服薬情報等提供料
- (2) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」は、1年間の(1)に掲げる業務の算定が合計10回未満のものが該当する。ただし、特別調剤基本料A又は特別調剤基本料Bを算定する保険薬局においては合計100回未満のものが該当する。
- (3) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」への該当性は、前年5月1日から当年4月末日までの1年間の実績をもって判断する。該当する場合は当年6月1日より翌年3月末日までの間は、調剤基本料の注4で定める点数で算定する。ただし、前年5月1日から当年4月末日までに指定された保険薬局の場合は、3の(1)に掲げる業務の算定回数が、(2)に掲げる年間の実績基準(10回又は100回)を12で除して得た数に当年4月末までの調剤基本料を算定した月数を乗じて得た数以上であれば、「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該当しないものとする。
- (4) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該当した場合であっても、当年6月1日から翌年5月末日までの期間中に、(1)に掲げる業務を合計10回(特別調剤基本料A又は特別調剤基本料Bを算定する保険薬局においては合計100回)算定した場合には、算定回数を満たした翌月より「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該当しない。
- (5) 処方箋の受付回数が1月に600回を超えるか否かの取扱いについては、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数に準じて行う。